

編 集
経営相談対応研究会

顧問先からの経営相談
対応マニュアル

全

新日本法規

事例	金融機関からリスケジュールの対応を求められ、資金繰り表を作成する場合
資金繰り表を作成したことがありません。基本的な考え方を教えてください。	

1 資金繰りの必要性

手元資金の不足額及び調達すべき金額や返済スケジュールを正確に把握できなければ資金繰りを安定させることはできません。借入額が過少であれば再度の資金調達に手間が生じ、借入額が過度であれば支払利息の負担が生じてしまいます。

2 資金繰り表の作成方法について

表計算ソフトや会計システムを利用してキャッシュインアウトを月次で入力します。毎月の営業に係る入出金、一定の時期に発生する税金、必要に応じた設備投資額などを受発注状況や前期の現預金の動き、事業計画を参考にしながら把握します。

<資金繰り表の例>

	項目	4月	5月	6月	…	3月
キャッシュイン	売掛金	1,000	1,500	1,800		1,200
	入金	1,000	1,500	1,800		1,200
キャッシュアウト	買掛金	400	600	720		480
	人件費	200	200	200		200
	地代家賃	100	100	100		100
	その他経費	150	150	150		150

第1章 事業の維持・継続

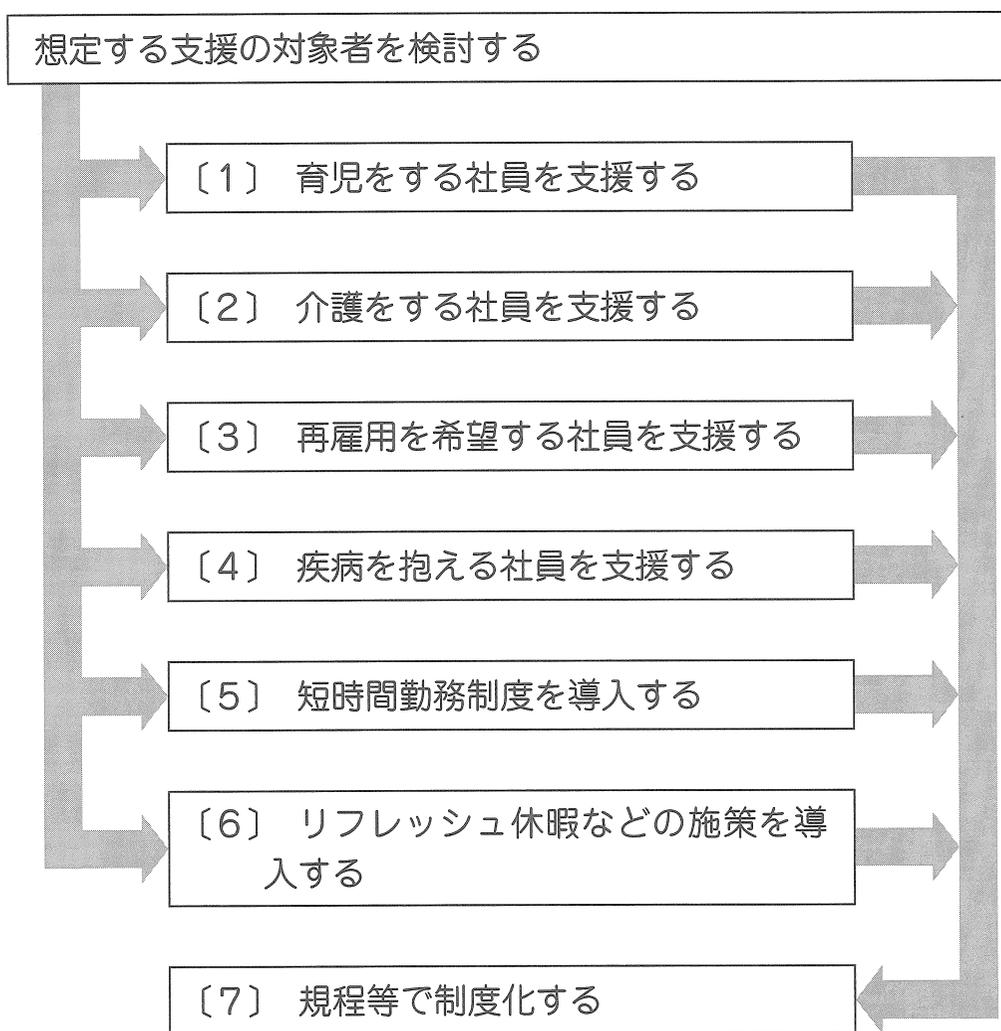
	固定資産の取得	0	1,000	0		800
	税金	0	30	0		30
	出金	850	2,080	1,170		1,760
現預金	前月繰越残高	1,000	1,150	570		2,000
	当月繰越残高	1,150	570	1,200		1,440

3 銀行からリスケジュールを求められた場合

借入に係るリスケジュールとは返済条件の見直しをいいます。経営者にとっては想定外のキャッシュアウトになることから、資金繰り表を見直し現実的に対応可能かを検討します。資金繰り表は見積もりによって作成されるため、当初借入時から状況が変わっている可能性があります。見積もりの前提が変わったタイミングや決算を締めたタイミングなど必要に応じて見直します。

○仕事とプライベートの両立しやすい職場にしたい

社員の様々なライフイベントに柔軟に対応し、できるだけ長く勤務してもらえるような職場環境の整備を検討していますとの相談をクライアントから受けました。



ポイント

1 想定する支援の対象者を検討する

仕事とプライベートの両立しやすい職場環境を整えるためには、社員の様々なライフイベントを想定していく必要があります。育児や介護、社員自身が疾病に伏した場合、育児や介護等によりいったん退職を選択した社員が、再度働ける環境に戻った場合、定年等でいったん退職された社員が再度勤務を希望される等、社員の家族の年齢構成等で、今一番必要とされるサポートから考えていくという方法も考えられます。

2 対象者に合わせた支援を検討する

対象者に合わせて在宅勤務制度、フレックスタイム制等勤務制度、短時間勤務制度、特別休暇の創設、費用負担制度等会社でできることを検討していく形が望ましいです。

〔4〕 遺留分について対策する

解説

1 遺留分対策

遺留分は、相続人が有する強力な権利であるため、遺留分制度自体を不当に潜脱するような技巧的法律構成を前提とした遺留分対策は、無効と判断される可能性が高いといえます。裁判例として、信託契約を用いた一部の相続人の遺留分を侵害するようなスキームにつき、当該信託契約の一部無効判決が下された事案があります（東京地決平30・9・12金法2104・78）。

しかし、遺留分を完全に失わせることはできませんが、遺留分の対象となる財産を減少させることや、遺留分割合を下げることによって、遺産を遺したくない相続人が取得する財産を少なくする方法はいくつか存在します。

2 生前贈与による対策

遺留分を算定するための財産の価額は、被相続人が相続開始時において有していた財産のみならず、相続開始前に贈与をした価額もその対象となります（民1043）。贈与については、一定の範囲の贈与に限定されており、相続人に対する贈与については、相続開始前10年間に於ける婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額がその対象とされています（民1044）。

2019年の民法改正前は、「10年」という期間制限がなく、相続人に対する贈与は、遡って、遺留分の対象とされていました（最判平10・3・24民集52・2・433）。しかし、法改正により10年以上前に行われた相続人に対する贈与については遺留分の対象外になり、生前贈与によって遺留分の対象財産を目減りさせることが可能となりました。

これにより一部の相続人に対して、前もって財産を贈与することで、遺産を遺したくない相続人の遺留分の額を少なくすることが可能となります。

遺留分の算定対象外となる贈与の要件を満たすためには、いつ発生するか分からない相続発生時より10年以上前に贈与を行う必要があります。そのため、遺留分対策として行う生前贈与は、不確定かつ長期的な対策にはなりますが、一定程度有効と考えられます。

しかし、10年以上前になされた贈与であっても、贈与者と受贈者の双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与したときは、遺留分の対象となる（民1044①）ので注意が必要です。

3 養子縁組による対策

相続人である子が複数いる場合には、各相続人の遺留分割合は、各法定相続割合に2分の1を乗じた割合となります（民1042）。養子は、養親の嫡出子としての身分を取得するため（民809）、被相続人が養子を取ることで、子の人数が増えることとなり、結果として各相続人の遺留分割合が小さくなります。

子が相続人である場合の遺留分割合の合計は、相続財産の2分の1であり、養子縁組によって子の人数が増えた場合であってもこの割合は変わらないため、養子を増やすことで被相続人が自由に処分できる財産が必ずしも増えるわけではありません。

しかし、遺産を渡したくない相続人以外の相続人の配偶者や子（被相続人の孫）を養子にすることで、一人当たりの遺留分の額を小さくすることが可能となるため、事実上一部の相続人に財産を多く遺すことが可能となります。

なお、相続税の対策で、基礎控除の算定対象となる養子である法定相続人については、一人（実子がない場合は二人）までしか法定相続人に含めることができません（相税15）、遺留分の算定においては、養子の数に制限はありません。

4 生命保険を活用した対策

生前贈与や遺贈については、遺留分を算定するための対象財産に含まれることとなりますが、生命保険金については、原則的に遺留分の算定対象となる特別受益には当たらないとされています（最判昭40・2・2民集19・1・1）。

一部の相続人を死亡保険金の受取人に指定することで、財産を遺したい相続人に多くの財産を遺すことができるとともに、遺留分の対象となる財産そのものを減らすことができるため、一石二鳥の対策といえます。

しかし、生命保険金を活用した対策であっても、保険金受取人である相続人と他の相続人との間に生じる不公平が到底是認することができないほどに著しいものである場合には、当該保険金が特別受益に該当するものとして、相続財産に持ち戻されることとなります（最判平16・10・29民集58・7・1979）。

したがって、遺留分対策として過度に生命保険金を設定するのはリスクがあり、その他の相続人の遺留分にも配慮したうえで、一定の金額について生命保険金を活用す

るのが望ましいといえます。

実務Q & A

Q 「遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたとき」とは

A 損害を加えることを知って贈与したというためには、贈与をする時点で、当事者双方において贈与当時に贈与財産の価額が残存財産の価額を超えることを知っていたことのみならず、なお将来相続開始までに被相続人の財産に何らの変動のないこと、少なくともその増加がないであろうことを予見していたことが必要とされています（大判昭11・6・17民集15・1246）。

また、損害を加える可能性を認識していれば「知って贈与をした」に該当し、遺留分権者に対する積極的な加害の意思までは要求されていません（大判昭9・9・15民集13・1792）。

また、損害を加えることを知って贈与を行ったか否かの立証責任は、遺留分権者が負うこととなります。

Q 相続税対策の不動産取得は遺留分対策になるか

A 相続税対策として、金融機関からの借入でアパート建築やタワーマンションの購入を行う方法がよく行われています。これは、相続税の対象となる財産の価額差を利用したもので、借入は額面どおりの債務額として債務控除の適用を受けるのに対し、不動産は購入価格よりも低い相続税評価額で算定されることで、その差額分が節税になるという仕組みです。

一方で、遺留分の対象となる財産の価額については、不動産においても「時価」で評価されることとなります。例えば1億円の借入で、1億円のマンションを購入した場合に、積極財産である不動産は時価の1億円で評価され、消極財産の借入も同じく1億円として遺留分の計算が行われるため、差引ゼロとなり遺留分の財産額を減少させる効果はありません。むしろ、不動産市況によっては、財産額が増加する可能性もあるため、不動産の取得については、遺留分対策という観点においては注意が必要です。